

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から3年1月まで

私は、区役所から国民年金の加入手続きをするよう説明を受け、区役所の窓口で手続きを行い、送付されてきた納付書により国民年金保険料を銀行で納付したことを記憶している。国民年金保険料を納付した当時は、申立期間直前に退職した事業所の退職金等もあり、支払い能力はあったので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続きも適正に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月29日に社会保険事務所（当時）から区役所に払い出され、同区役所から申立人が厚生年金保険適用事業所に就業中の同年5月31日に申立人に対して払い出されていることが確認できるところ、当該払出しの時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるとともに、厚生年金保険に加入中の申立人が敢えて国民年金の加入手続きを行ったことは、申立期間の国民年金保険料を納付するためのものであったと考えられるなど、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 47 年 3 月に結婚した後、私の夫に勧められて区役所で国民年金の加入手続をした。申立期間当時、窓口の職員から「20 歳までさかのぼって納付することができる。」ということを知り、43 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は一括して納付し、47 年 4 月からは区役所から送られてきた納付書により、夫婦一緒に郵便局で納付したはずである。申立期間の国民年金保険料が私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人は、申立期間直前の期間の国民年金保険料を申立期間中の昭和 48 年 3 月 16 日に過年度納付していること及びその夫は申立期間の国民年金保険料が納付済みであることを踏まえると、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年11月から14年4月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から17年9月1日まで

私がA社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額は、私が実際に受け取っていた給与月額に比べ低くなっている。

私は、申立期間のうちの36か月分の給与支給明細書を持っているので、申立期間について、受け取っていた給与に見合う標準報酬月額の記録へ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書及び申立事業所が保管する賃金台帳等において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成13年11月から14年4月までは38万円に訂正することが必要である。

一方、当該給与支給明細書等から、申立期間のうち、平成14年5月から15年6月までの期間及び16年5月から17年8月までの期間の標準報酬月額につ

いては、申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることが確認できること、15年7月から16年4月までの標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間について、当時の社会保険関係資料を保管しておらず、申立期間当時の詳細は不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島厚生年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月6日から28年4月10日まで
② 昭和28年5月30日から29年3月29日まで
③ 昭和29年7月15日から同年11月10日まで

私は昭和26年8月から29年11月ごろまでの間、A社、B社及びC社に勤務していたにもかかわらず、この間における厚生年金保険の加入記録が、それぞれの事業所において、5か月、1か月及び4か月の計10か月しかない。

しかし、私は当該3事業所に10か月より長い期間、勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた当時の元同僚の氏名を記憶していない上、申立期間①、②及び③当時における各申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の複数の元同僚に聴取したが、申立人が各申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)からは、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、A社について昭和26年8月1日から27年1月6日までの間、B社について28年4月10日から同年5月30日までの間、C社について29年3月29日から同年7月15日までの間、確認できるのみである。

申立期間①については、A社を引き継いだD社が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得届(控)等から、申立人の被保険者記録が、オ

ンライン記録どおり、昭和26年8月1日取得、27年1月6日喪失となっていることが確認できる。

また、D社は、前出の被保険者資格取得届（控）等以外に、申立期間①当時の関係資料は保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において、申立人の氏名は無い。

申立期間②については、B社は、当該期間途中の昭和28年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の元事業主等の所在も不明であることなどから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等が不明である。

また、B社の元同僚5人は、「当該事業所には1年半から2年、あるいは5年ほど勤めていた。」と供述しているが、オンライン記録では、いずれの元同僚も4、5か月程度しか厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できることから、当該事業所では申立期間②の当時、一部の従業員については、実際の雇用期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、申立期間①直後の昭和28年4月10日から、申立期間②直前の同年5月30日までの間確認できるのみである。

申立期間③については、C社は昭和30年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の元事業主等の所在も不明であることなどから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等が不明である。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、申立期間②直後の昭和29年3月29日から、申立期間③直前の同年7月15日までの間確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年ごろから23年7月1日まで
: ② 昭和24年8月18日から25年12月31日まで

私は昭和22年ごろから25年12月31日までの間、A社（現在は、B社）で継続して勤務していたが、申立期間①及び②については厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で確かに勤務していたので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時のA社に係る関係資料は保管していないことなどから、申立期間①及び②における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているとともに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、元同僚の所在が確認できないことなどから、申立人が申立期間①及び②において申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、前出の被保険者名簿からは、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、昭和23年7月1日から24年8月18日までの間確認できるのみであり、申立期間①及び②について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

一方、申立人の基礎年金番号にはまだ統合されていないが、今回、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人の生年月日とは月のみが異なるものの、申立人の氏名（旧姓）が一致する被保険者記録が、申立事業所とは別の事業所（C社）において、申立期間①の途中となる昭和22年7月1日から23

年1月10日までの間確認できる(昭和23年3月21日付けで脱退手当金支給)とともに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の被保険者記録が、旧台帳の記録どおり確認できる。

また、C社を引き継ぐD社は、申立期間当時の関係資料は保管していないことなどから、申立期間①における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

さらに、申立事業所へ申立人と同時期に入退社したとして申立人が挙げた元同僚の厚生年金保険の被保険者記録が、前出の申立事業所及びC社に係る被保険者名簿により、申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 19 日から同年 6 月 10 日まで

私は昭和 39 年 4 月から 63 年 8 月までの間、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間中、外国船籍の C 船舶で、船員として勤務していたことは間違いないので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人に係るクルーカード等によると、申立人が申立期間中、申立ての船舶に乗船していたことは確認できる。

しかし、前出のクルーカードには、申立人が、申立期間直前の昭和 47 年 4 月 19 日付けで船員保険被保険者資格を喪失後、当該期間直後の同年 6 月 10 日付けで再取得するまでの間、被保険者資格を有していない旨の記載が確認できる。

また、B 社は、「申立期間当時、従業員を外国船籍の船舶に乗船させる場合には、雇用形態をいったん、特別休職にするとともに、当該従業員に対して、船員保険に加入できないことなどを説明していた。」と回答している。

さらに、A 社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、申立期間の前後の、昭和 39 年 4 月 17 日から 47 年 4 月 19 日までの期間及び同年 6 月 10 日から 60 年 1 月 10 日までの期間、確認できるのみであり、申立期間中に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。